



高齢者世帯等の  
雪に関する各種制度をご紹介します

## 高齢者世帯等の屋根の雪下ろし費用を助成します

**助成額** 屋根の雪下ろしにかかった費用の2分の1  
(上限額1シーズン25,000円/上限額に達する  
まで申請可能)

**助成対象** ※年齢は令和5年3月31日現在  
原則として次の①～③の要件すべてに該当するかた

- ① 該当する世帯 いづれかの要件に
- ・65歳以上のかたの世帯
  - ・身体障害者手帳1・2・3級(3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る)、愛護手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のかたの世帯
  - ・子どもが18歳以下の母子世帯

②市内に住所を有し、一戸建て住宅(自己所有)に居住

③同一建物の居住者全員が今年度の市民税非課税

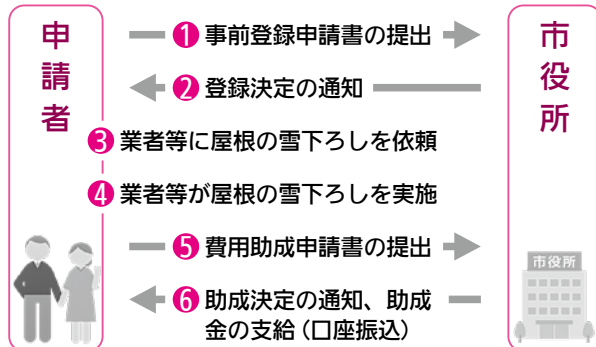
**助成対象外** 生活保護世帯/間口除雪の費用/個人のうち、親族が実施した屋根の雪下ろし費用/居住していない建物の屋根の雪下ろし費用(空き家、店舗)/車庫、物置のみの屋根の雪下ろし費用/登録決定日以前に実施した屋根の雪下ろし費用

**豪雪のときは助成上限額や助成対象を拡充**  
(市が豪雪対策本部を設置した場合)

- ・上記①～③に該当する世帯の助成上限額を5万円に引上げ
  - ・上記①②に該当する市民税課税世帯も対象とし、豪雪対策本部設置後に行った屋根の雪下ろし費用の4分の1(上限額1シーズン25,000円)を助成
- ※事前登録が必要です。  
登録は豪雪対策本部の設置前から可能です。



申請の流れ ※毎年度、事前登録が必要です。



**事前登録 ①** に必要なもの

- ・事前登録申請書(市ホームページにも掲載)
- ・障がい者手帳(お持ちのかた)
- ・申請者の印鑑(代筆の場合)

**費用助成申請 ⑤** に必要なもの

- ・助成申請書(②登録決定の通知時に郵送)
- ・申請者本人の口座情報が分かるもの(通帳の写し等)
- ・雪下ろしを行う前と後の写真
- ・領収書等の写し
- ・申請者の印鑑(代筆の場合)

**申請窓口** ・駅前庁舎4階 福祉政策課  
・浪岡庁舎1階 健康福祉課

**申請期間** 11月14日(月)～令和5年3月31日(金)  
※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

詳細は、お問合せください。

問福祉政策課 (☎017-734-5313)

浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1134)

## 除雪ボランティア募集中!



ひとり暮らしの高齢者や障がい者などにとって、除排雪や屋根の雪下ろしは、とても困難な作業です。青森の冬をみんなで乗り越えるためには、地域の力が必要です。除雪ボランティアにチャレンジしてみませんか?

### ボランティアポイント制度 とは?

地域を支える新たな担い手の育成や確保のための制度で、対象事業のボランティア1時間につき1ポイントを進呈し、貯めたポイントを商品券やAOPASS交通ポイント引換券と交換できます。高齢者世帯等の雪処理支援活動も対象となります。ボランティアの登録方法や募集地区など、詳しくは青森市ボランティアセンターまでお問合せください。

～ボランティアをしたい人と、募集したい人をつなぐ～

### 青森市ボランティアセンター

本町四丁目1-3 青森市社会福祉協議会内

☎017-723-1340

青森市ボランティアセンター

検索



HP <https://www.aomoricity-shakyo.or.jp/volunteer/>

## 浪岡地区 高齢者世帯等 冬期除雪サービス

自宅玄関から公道までの除雪を援助します(利用者負担：1時間200円)。

問浪岡振興部健康福祉課  
(☎0172-62-1134)

**対象** 65歳以上のかたのみの世帯(全員が当該年度の市民税非課税、浪岡地区に親族が居住していない)

**申請窓口** 浪岡庁舎1階 健康福祉課

**申請締切** 12月28日(水)まで

**必要なもの** 代筆の場合は申請者の印鑑(認印)



## 青森地区 ボランティアによる 雪処理支援

間口除雪・屋根の雪下ろしの支援を行います。  
問青森市社会福祉協議会 (☎017-723-1340)  
福祉政策課 (☎017-734-5313)

本支援は、ボランティアの申込み状況により対応できない場合があります。



要件	間口除雪 (福祉の雪対策事業)	屋根の雪下ろし (屋根の雪下ろし奉仕活動) ※積雪1mを超えた場合に実施
対象世帯 (いずれかに該当)	75歳以上のかたのみの世帯/身体障害者手帳1・2・3級(3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る)のかたのみの世帯/要介護3~5認定のかたのみの世帯	65歳以上のかたのみの世帯/身体障害者手帳1・2・3級(3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る)のかたのみの世帯/子どもが18歳未満の母子家庭
住居	一戸建て(借家可)	自己所有の一戸建て
収入	世帯全員が市民税非課税	低所得
親族	居住または隣接する町会に3親等以内の親族が居住していない	市内に親族が居住していない
相談先	居住の地区社会福祉協議会へ	地区担当の民生委員へ

### マイナンバーカード 出張申請受付

マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申込期限は、12月末です。この機会に申請を!

問所①11月26日(土)・27日

(日)午前10時~午後5時/

ラ・セラ東バイパスショッ

ピングセンター2階催事場

②12月3日(土)・4日(日)

午前10時~午後5時/イ

トーヨーカドー青森店1階

特設会場

③12月17日(土)・18日(日)

午前10時~午後5時/(株)

マエダガラモール店1階

特設会場

備持参▼個人番号の通知カ

ード・個人番号通知書+本人

確認書類(A1点またはB

2点)または申請書1D付

きの個人番号カード交付申

請書+本人確認書類(A2

点またはA1点+B1点)

※詳細は市ホームページを

ご確認ください。

※当日の顔写真撮影無料

※当日受付整理券配布

### マイナンバーカード申請をされていないかたへ 申請書を送付します

11月~12月下旬、75歳未満のマイナンバーカードを申請されていないかたへ、地方公共団体情報システム機構から、二次元コード付き個人番号カード交付申請書が順次送付されます。郵送申請用封筒や交付申請のご案内パンフレット等が同封されていますので、ご自宅から簡単に申請できます。

マイナンバーカードは、証明書のコンビニ交付サービス・本人確認書類・健康保険証としても利用できます。

マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申込み期限は、12月末となっております。お早めにご申請ください。

問マイナンバー総合フリーダイヤル  
(地方公共団体情報システム機構)  
(☎0120-95-0178 月~金曜日...午前  
9時30分~午後8時 ※土・日曜日、祝  
日は午後5時30分まで)



問市民課  
(☎017-718-0440)

【本人確認書類】  
A▼運転免許証、パスポート等の顔写真付きの公的本人確認書類  
B▼健康保険証、介護保険証、年金手帳、社員証、学生証、診察券(漢字氏名、生年月日が記載されているもの)等

### 青森県最低賃金の改定

▼時間額 853円

(10月5日から適用)

青森県内で働く全ての労働者に適用されます。

※製造業と小売業の一部には特定(産業別)最低賃金が定められています。

問青森労働局労働基準部賃金室  
(☎017-734-4114)